

令和5年度
松戸市基幹型地域包括支援センター
運営実績報告

令和6年7月25日(木)

令和6年度 第2回 松戸市介護保険運営協議会資料

地域包括ケア推進課

目 次

基幹型地域包括支援センターについて	2
1 基幹型地域包括支援センター設置の目的	2
2 基幹型包括の位置づけ	2
令和5年度基幹型地域包括支援センターの取組	2
1 業務共通事項の実施方針	2
(1)事業運営体制の充実	2
(2)担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施	5
(3)地域包括支援センター職員の確保・育成	5
(4)個人情報保護の徹底	7
(5)利用者満足の上昇	7
(6)公正・中立性の確保	8
2 個別業務の実施方針	9
(1)総合相談支援業務	9
(2)権利擁護業務	11
(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	14
(4)地域ケア会議関係業務	14
(5)介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務	16
(6)在宅医療・介護連携推進業務	17
(7)認知症総合支援業務	17
(8)生活支援体制整備事業	21
(9)松戸市指定事業	22

基幹型地域包括支援センターについて

1 基幹型地域包括支援センター設置の目的

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、市民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関・関係者が連携・調整し、地域包括ケアシステムの構築を推進する必要がある。

関係機関の連携・調整と地域包括ケアシステム構築を推進するための中核機関として、日常生活圏域を担当する地域包括支援センター(以下、「地域包括」という。)とともに、地域包括の統括・総合調整・後方支援等を行うための基幹型地域包括支援センター(以下、「基幹型包括」という。)を設置する。

2 基幹型包括の位置づけ

- (1)基幹型包括は、直接の担当圏域を持たず、地域包括の統括・総合調整・後方支援等の業務に重点的に取り組む。
- (2)基幹型包括は、市直営の機関として市役所本庁内に設置し、地域包括の業務が市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう調整及び支援を行う。

令和5年度基幹型地域包括支援センターの取組

1 業務共通事項の実施方針

(1)事業運営体制の充実

- ① 地域包括支援センター長会議において地域包括の運営方針を明示するとともに、日常業務を通じて、地域包括の業務実施の方向性を共有する。
また、各地域包括の事業計画策定に際して基幹型包括が支援・助言等を行うことにより、市と地域包括の運営方針の共有及び連携の強化を図る。

<取組>

地域包括における業務の実施方針を4月のセンター長会議で明示した。併せて、基幹型包括職員は、各地域包括と令和4年度の事業評価をもとに、前年度の目標達成状況を確認し、課題を整理した。その結果を踏まえ、令和5年度の事業計画について協議した。これらの過程を通じて、基幹型包括と地域包括の運営方針の共有及び連携強化を図った。

- ② 地域包括の自己評価結果に基づき、地域包括支援センター事業の点検・評価を行うとともに、介護保険運営協議会を通じて、行政による点検・評価の結果を決定する。あわせて、地域包括支援センター事業の点検・評価結果を公表する。

<取組>

基幹型包括は、地域包括から提出された自己評価に基づき、事業の実施状況及び事例対応方法について判定会議を実施し、行政評価を行った。結果を第3回松戸市介護保険運営協議会にて報告し、決定した内容を市ホームページに掲載した。

- ③ 地域包括支援センター事業評価の結果を活用して、地域包括ごとの強みや課題等を把握、分析し、具体性の高い意見交換を行い、各地域包括の機能強化を図る。

<取組>

基幹型包括が各地域包括と面談を行い、評価結果の共有を行うとともに令和4年度の振り返りと令和5年度の見込みについて協議を行った。また、地域包括の取り組みや事例対応等の好事例をまとめた冊子を作成し、優れた取組や対応方法について共有を図った。

- ④ 地域包括間の交流の強化等を支援し、地域包括間の業務・連絡調整の円滑化及びノウハウの共有を図る。

<取組>

センター長会議を毎月1回・年間12回、基幹型包括が主催し、単に情報共有の場とするだけでなく、地域包括からの意見を募り、議論を行う場となるよう努めた。

- ⑤ 市の広報媒体の活用や関係団体等との連携に基づき、地域包括のPRを推進する。

<取組>

市ホームページに地域包括の所在地や取扱業務等についての情報を掲載する他、月2回(1日・15日)発行の「広報まつど」において、各地域包括が行っている体操教室や認知症予防教室といった活動を掲載した。加えて、計画策定に合わせて発行された「広報まつど いきいき安心プランⅧまつど特集号」において、地域包括一覧のQRコードを掲載するなど、地域包括及び地域包括が行う活動についての周知に努めた。

⑥ 土日、夜間等における連絡体制を整備する。

<取組>

基幹型包括は、土日祝を含め緊急時の連絡体制を整えている。令和5年度に休日対応した事例として、安否確認等について問い合わせがあった。

○土日、休日の対応件数 7件(前年度7件)

⑦ 地域包括がICTを活用した業務を推進するための支援を行うとともに、基幹型包括においてもICTを活用した業務を実施する。

<取組>

地域包括と共通のICTシステムを利用することで、双方向の情報連携をスムーズに行うことができた。また、基幹型包括において、情報セキュリティ対策についての職場内研修を行い、職員の意識向上に努めた。

⑧ 地域包括が事業評価重点項目を達成するための支援を行う。

<取組>

令和4年度事業評価の結果を基に、基幹型包括の事業担当が地域包括と面談を行い、令和5年度事業評価に向け重点項目を達成するために必要な取組について協議を行った。

⑨ 地域包括が感染症対策やオンラインの活用等により業務を実施及び継続できるよう支援を行う。

<取組>

基幹型包括が開催した地域包括を対象とする会議等について、感染対策及び利便性の観点から、オンライン又はオンラインと会場出席を併用するハイブリッド形式での開催に努めた。

また、地域包括が主催した市民向け高齢者虐待防止市民向け講演会では、ハイブリッド形式での開催が円滑に進むよう、タブレット等のデバイスやアカウントを提供するとともに、打ち合わせ段階より、基幹型包括職員が参加し助言を行うことで、地域包括がノウハウを蓄積できるよう支援を行った。

加えて、昨年に続き地域包括事業評価の項目である「社会資源の運営支援を目的とした会議への出席回数」や「認知症サポーター養成講座・介護予防教室・認知症予防

教室・介護者のつどいの開催回数」において、オンラインによる出席や開催を評価対象とすることで、地域包括のオンライン活用を推進した。

(2)担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施

- ① 地域包括に対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供する。

<取組>

松戸市介護保険運営協議会で活用した地域包括の運営状況の資料や、地区別人口一覧等のデータを提供した。

併せて、市の事業として実施している高齢者虐待に関するデータについて分析し、結果等の提供を行った。

(3)地域包括支援センター職員の確保・育成

- ① 地域包括職員の資質向上に向けた合同研修会を、基幹型包括の主催により計画的に開催し、外部研修等についても参加支援を行う。また、地域包括が主催する、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師の職種別に開かれる専門部会へ基幹型包括職員が参加し、助言を行うことで、地域包括職員の能力向上につなげる。

<取組>

下記のとおり合同連絡会(包括合同研修会)及び、地域包括新人職員向け研修会を計画し実施した。また、県・協議会等主催の研修を案内し、参加調整等を行った。

○合同連絡会(包括合同研修会) 1回開催

第1回 開催日時 令和5年6月27日(火)

開催内容 「緊急性・介入困難性の判断基準の統一とアセスメントのポイント」をテーマに、以下について学ぶ

- ① 初回相談における緊急性の判断について
- ② 初回訪問後の緊急性・複雑性・介入困難性の判断、グループでの緊急性の決定について
- ③ 在宅医療・介護連携支援センターの活用について

研修講師 あおぞら診療所 院長 川越 正平先生

研修対象 地域包括職員、基幹型包括職員、松戸市在宅医療・介護連携支援センター職員

参加人数 53人

第2回 開催日時 令和5年10月20日(金)

開催内容 「主介護者から「勝手なことをしないで下さい」と言われたら」をテーマに、以下について学ぶ

- ① 主介護者の心の働きやアプローチについて
- ② 支援拒否がある家庭への心理社会的アプローチについて
- ③ 医師アウトリーチの依頼に向けた、情報の整理や課題の焦点化について

研修講師 あおぞら診療所 北田 志郎 先生

研修対象 地域包括職員、基幹型包括職員、松戸市在宅医療・介護連携支援センター職員

参加人数 45名

○地域包括支援センター新人職員向け研修会 1 回開催

開催日時 令和5年6月12日(月)

開催内容 地域包括の業務内容、関係機関の役割、在宅医療・介護連携支援センターの説明等

研修講師 地域包括ケア推進課職員、松戸市在宅医療・介護連携支援センター職員

研修対象 勤務経験年数が1年未満の地域包括職員

参加人数 21人

- ② 地域包括の求めに応じて、市の広報媒体の活用等を通じて、地域包括職員の募集を支援する。

<取組>

地域包括からの依頼のもと、職員募集情報を市ホームページ及び広報まつどに掲載した。

(4)個人情報保護の徹底

- ① 市の個人情報保護に関する規程に従って、基幹型包括及び地域包括における個人情報保護の徹底を図る。

<取組>

地域包括の委託契約書において個人情報取扱特記事項を定め、取扱いの指針を示した。

併せて、基幹型包括から地域包括に配布する「地域包括支援センターマニュアル」の中で、個人情報を保管する場合の方法及び取扱いについて、紙面の場合は鍵付き書庫で保管すること、データの場合はパスワード機能を活用した上でパソコンにチェーン等を取り付ける盗難被害防止を行うことなどの具体的な内容を示した。

(5)利用者満足の向上

- ① 相談者に対し、本市の「職員接遇向上基本マニュアル」に沿った適切な対応を行うほか、接遇研修への参加やOJTを通して、基幹型包括職員の接遇対応の向上を図る。また、相談者に対し、相談内容に応じた適切な案内を行う。

<取組>

「職員接遇向上基本マニュアル」をもとに職場内研修を行い、基幹型包括職員の接遇対応力の向上を図った。また、総合相談の窓口として、相談者の主訴を丁寧に紐解き、適切な支援や窓口に案内できるよう努めた。

- ② 苦情対応の実施方針を明示するとともに、地域包括から苦情について報告や協議を受ける機会を設ける。

<取組>

苦情対応の実施方針を仕様書に示した。また、苦情対応フローに、地域包括は苦情受理後速やかに基幹型包括へ報告することと、苦情申立人、苦情対象者双方の状況を確認しながら対応することを示し、苦情対応状況を迅速に共有、協議できる体制を整えた。

基幹包括で受理した苦情は0件、地域包括が受理した苦情は19件であり、そのうち地域包括に対する苦情は11件、その他は介護サービス事業所等への苦情であった。また、地域包括への苦情は、基幹型包括内で共有する時間を設け、内容に応じて全ての地域包括へ共有し、再発防止に努めた。

- ③ 地域包括が受けた対応困難な苦情について、苦情解決に向け、地域包括と協力しながら支援等を行う。

<取組>

令和5年度に受理した苦情の中で、地域包括のみで今後の方針を定めることが難しいものについては、基幹型包括の担当職員も共に検討し、必要に応じ専門家に助言を仰ぐなどして解決に努めた。

(6)公正・中立性の確保

- ① 地域包括が、相談者へ介護サービス事業所・施設、居宅介護支援事業所等の紹介を行う時や、指定介護予防支援業務の委託先の選定を行う時は、公正かつ中立性を確保した上で行うよう、基幹型包括による周知及び確認を行う。

<取組>

3月に開催した地域包括支援センターの運營業務委託管理者会議において、公正かつ中立性の確保について契約書を通じて確認した。

- ② 松戸市介護保険運営協議会において、公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項について報告・説明等を行い、承認を受ける。

<取組>

公正・中立性を確保する観点から報告が必要であると判断した事項について、下記のとおり松戸市介護保険運営協議会において報告・説明を行い、承認を受けた。

○令和5年5月25日開催

報告「常盤平・常盤平団地地域包括支援センターの所在地移転について」

○令和5年7月27日開催

報告「令和4年度基幹型地域包括支援センター運営方針の実施報告について」

「令和4年度地域包括支援センター運営状況の報告について」

○令和5年10月19日開催

報告「令和4年度地域包括支援センター事業評価の結果と概要について」

議題「令和5年度地域包括支援センター事業評価の方向性と評価項目について」

○令和6年2月8日開催

議題「令和6年度松戸市基幹型地域包括支援センター運営方針について」

議題「令和6年度松戸市地域包括支援センター運営方針について」

2 個別業務の実施方針

(1)総合相談支援業務

- ① 市全域を対象にした断らない相談窓口(福祉まると相談窓口)と連携して、高齢者分野だけでなく、多分野にまたがる複雑化した相談や制度の狭間にある方の相談に対して、課題を紐解き、適切な機関に繋がるまでの支援を実施する。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みを強化するために、多分野における相談機関の連携を推進し、複合化した課題を抱える世帯への支援体制の充実を図る。

<取組>

地域包括に対する後方支援を通じ、相談内容に応じて庁内関係課及び支援機関に同行して適切な支援につなぐとともに、その後の支援経過を把握することで相談の中断を回避するよう努めた。

・地域包括からの相談件数 3,927件

- ② 地域包括における相談事例の状況を把握・分析し、相談事例への効果的な対応に向けた方策を検討するとともに、スキルアップを図るために基幹型包括内で事例検討会等を実施する。

<取組>

地域包括から毎月提出されるレビュー台帳を活用し、地域包括と基幹型包括の地区担当でレビュー会議を月1回実施。その中で支援事例の状況把握を行い、必要に応じて地域包括に詳細な情報を確認しながら、事例対応への助言や同行訪問等を通じ地域包括の後方支援を行った。

事例対応にあたっては、基幹型包括内でその都度検討を行い支援方針の共有を図るとともに、関係機関からの助言を得るなどの方法でスキルアップを図り、効果的な後方支援に努めた。

- ③ 地域包括支援センターマニュアル及び相談受付マニュアルの整備を行うとともに、基幹型包括と地域包括間でレビュー会議やカンファレンスによる事例検討を実施することで、相談支援の標準化及び質の向上を図る。

<取組>

地域包括支援センターマニュアル及び相談受付マニュアルについて、より実務に即した内容になるよう改訂を行った。地域包括から毎月提出されるレビュー台帳に基づき、地域包括と基幹型包括職員がレビュー会議を月1回実施し、支援内容を共有するとともに、必要に応じて助言や同行訪問など後方支援を行った。

- ④ 地域包括が対応する個別事例の緊急性を把握しつつ、対応が困難な事例など地域包括だけでは解決が難しい事例について、基幹型包括が解決に向けた直接的な支援を行う。

<取組>

地域包括だけでは解決が難しい事例については、基幹型包括内でその都度検討を行い、必要に応じて地域包括と同行訪問等を行い、解決に向けて直接的な支援を行った。

- ⑤ 医療・介護・福祉・司法等の関係団体の会議・行事等への積極的な参加等を通じて、市レベルの関係団体・機関・行政のネットワークの構築を図る。

<取組>

分野横断の連携強化を目的に設置された福祉相談機関連絡会を2回開催した。その他、重層的支援体制整備事業に定められた支援会議も行い、各機関からの意見を踏まえて支援方針を決定した。さらに、各機関の連絡先や職員体制、役割と機能等を示した資料をとりまとめ、配布することで、支援機関の連携強化に対する支援を行った。

(2) 権利擁護業務

- ① 高齢者の権利を擁護するための成年後見制度の適用に関し、地域包括職員の成年後見制度の理解促進を図るとともに、成年後見制度の活用を推進する。

<取組>

成年後見制度等、高齢者の権利擁護に必要な法律知識について理解を促すため下記の研修を企画・実施した。

○法務研修の開催

開催日時 令和5年6月23日(金)

受講対象 地域包括職員、基幹型包括職員、在宅医療・介護連携支援センター

講師 ななつぼし法律事務所 弁護士 神保 正宏氏

開催内容 地域包括職員が業務の中で感じる法律、訴訟、金銭、成年後見制度などに関連した不安を解消し、より円滑に業務遂行できるようにする事を目的として開催した。

参加人数 39人

- ② 地域包括と連携しつつ、対応が困難な事例に対して、意思決定支援をしながら他取るべき手段がない場合、法に沿って迅速な対応(やむを得ない事由による措置、成年後見制度の市長申し立て等)を行う。

<取組>

虐待等の事由により市の権限行使が必要となった場合、管理職を含めた会議を速やかに行い、権限行使の必要性を判断する体制を整えている。令和5年度はやむを得ない事由による措置を2件実施した。

成年後見制度の市長申し立てについては、検討会を行う前に基幹型包括と地域包括で対象者に面会し、本人の状況確認を行い市長申し立ての妥当性を検討した。令和5年度、市長申し立て検討会への事例提出件数は39件であった。

- ③ 高齢者虐待防止ネットワーク・緊急ヘルプネットワークの充実を図り、高齢者虐待事例や高齢者虐待を疑われる事例に対して迅速に対応できる仕組みを構築する

<取組>

高齢者虐待に関する対応のうち緊急度が高い事案については、基幹型包括が高齢者虐待防止ネットワーク内の専門家を交え協議を行い、支援方針の決定を行った。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を受理した場合は、基幹型包括で会議を開催し、訪問調査等を実施するとともに、必要時は千葉県との協議や協力要請を行った上で対応した。また、高齢者の住まいの多様化を踏まえた対応の強化を図るため、通報受理時における工夫、調査における留意点等を検討し、状況改善に向けた対応に繋がった。

市内の介護事業所等の虐待防止に係る意識の向上を図り、虐待事例や虐待が疑われる事例に対して早期把握や迅速な対応ができるよう高齢者虐待防止マニュアルおよび虐待防止のための指針作成の手引き等の周知、研修内容のホームページ掲載、DVD 貸し出し等を行い、周知啓発およびスキルアップを図った。

緊急ヘルプネットワーク事業については、特別養護老人ホームの相談員向けに事業の説明と情報共有の場を設け、必要時、高齢者の保護が迅速に行えるよう連携強化を図った。

- ④ 「松戸市虐待防止条例」に基づき、「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち」の実現のため、高齢者分野・障害者分野・児童分野の担当課と連携を強化する。また、高齢者虐待防止について、広く市民に知ってもらうため、広報活動等の実施により周知を図る。

<取組>

障害部門、子ども部門との連携のもと、松戸市虐待防止条例に関する取り組みの周知啓発のため、クリアファイルや付箋などの啓発物品の作成や市民向け講演会を行った。啓発物品については、QRコードを活用し、相談先にアクセスしやすい工夫を施した。また、児童・障害・高齢分野の支援者がそれぞれの活動や取組を把握し連携を深めるための研修会や、市役所職員の虐待防止の取り組みへの理解促進を目的とした研修会を実施し、支援者・職員のスキルアップを行った。

○市民向け講演会

開催日 令和5年10月

内 容 「松戸市虐待防止条例について」

鴨川市立国保病院 病院長 小橋孝介氏

「子ども虐待 世代間連鎖のメカニズムと支援」

ちば審理教育研究所 所長 光元和憲氏

参加人数 129人(会場 52名、オンライン77名)

- ⑤ 高齢者をターゲットにした消費者被害防止への対応力の強化を図るため、関係機関との協力関係を構築する。

<取組>

地域包括と連携し、ケア会議および専門部会の場を通して、高齢者の生活を支える支援者が、消費者被害の現状や防止に向けて必要となる対策について改めて認識する機会を設けた。

また、それらの場を活用し、消費者被害防止の啓発物品を提供し、日々の相談業務等における活用を進めた。

- ⑥ 高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応できる環境を整備する。

環境整備に寄与するため、通報のあった虐待事例について、日常生活圏域ごとに分析を行い、圏域ごとの特徴などデータの蓄積を行う。データについては、養護者支援の充実、若年層への虐待防止啓発の活動などに活用する。

<取組>

基幹型包括が庁内関係課と密に情報共有等を行うことで、地域包括が複合的な課題を抱える世帯に対して、養護者を含め包括的に支援することができるよう、多分野支援機関と連携を図りやすい環境を整えた。なお、虐待事例の分析結果は、性質上公開していないが、各圏域と市全体の特徴に有意差は認められなかった。

より多くの方が、高齢者虐待について理解を深める機会を提供するため、研修会等を開催した。周知啓発の際には、若年層がアクセスしやすい SNS 等を活用するとともに、相談・通報しやすい環境づくりの一環として、通報者保護の原則について改めて伝えた。通報ではなく「相談」という言葉を用いて相談のハードルを低くする工夫や、高齢者虐待防止法は被虐待者および養護者を支援する法律でもあることを知って頂く工夫等も行った。

- ⑦ 地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議へ出席、助言を行う。必要に応じて身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会へ出席、助言を行う。

<取組>

令和5年度の運営推進会議に基幹型包括が書面会議含め35回出席した。

(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ① 地域包括による介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の計画的な開催を支援する。

<取組>

テーマや開催日の重複等による参加者の分散や負担増を避けるため、事前に各地域包括が実施予定の研修会をとりまとめ、地域包括間で情報共有を行った。各地域包括の実施内容の検討に活用できるよう、テーマや内容も共有した。

- ② 介護支援専門員が地域包括に相談した事例のうち、対応が困難な事例であるために地域包括から基幹型包括に支援要請した事例について、基幹型包括職員による同行訪問やサービス担当者会議への出席など、解決に向けた直接的な支援を行う。

<取組>

基幹型包括の支援を要する事例については、介護支援専門員、地域包括、基幹型包括の各々の役割を明確にした上で、必要に応じて基幹型包括が同行訪問や担当者会議への出席等を行った。

直接的な支援を要さない事例においても、基幹型包括の地区担当が必要に応じて地域包括に助言等を行うなどし、地域包括への後方支援を通して介護支援専門員の支援にあたった。

- ③ 重度の要介護者を在宅で支えるための介護サービスのマネジメントや医療との連携など、在宅生活の限界点を高めるためのケアマネジメント実施に向けた介護支援専門員への支援を行う。

<取組>

介護支援専門員が医療・介護連携を円滑に進められるよう、地域包括とともに必要に応じて助言や同行訪問、担当者会議へ出席を行った。

(4)地域ケア会議関係業務

- ① 地域個別ケア会議(個別事例レベル)及び自立支援型個別ケア会議・地域包括ケア推進会議(日常生活圏域レベル)・松戸市地域ケア会議(市レベル)の三層構造の地域ケア会議の運営により、個別事例及び地域における諸課題を議論し、解決に向けて検討を行う。また、地域ケア会議での議論において、関係団体・関係機関・行政の出席により、幅広く意見を募り、連携を図る。

<取組>

基幹型包括は、地域包括の行う各ケア会議の事前事後に打合せを行い、会議の運営を通じて個別事例への対応や、事例を通して地域の課題解決に向けた会議が出来るよう助言を行った。

- ② 地域個別ケア会議及び地域包括ケア推進会議の機能強化を図るため、三層構造の地域ケア会議の連携強化や会議運営ノウハウの共有化、会議運営マニュアルの充実等を行う。

<取組>

令和5年度は会議前後の打ち合わせを実施し、会議の運営・テーマに則した参加者の選定・議論の展開方法等について検討し、地域個別ケア会議及び地域包括ケア推進会議の機能強化を図った。

- ③ 地域課題の解決に向けて議論を深めるため、地域包括ケア推進会議において、幅広い関係者と課題を共有及び連携できるよう、支援する。

<取組>

市ケア会議で提唱された推奨テーマについてセンター長会議等で説明を行い、個別ケア会議、地域包括ケア推進会議、市ケア会議のそれぞれが連動した循環型の会議が行われるよう地域包括への意識付けを行った。

また、地域包括を対象に研修会を開催し、地域ケア会議の役割や目的について再確認を行った。なお、研修会においては、昨年度実施したアンケートから把握した各地域包括が感じている課題に対応した内容を盛り込み、今後の効果的な会議の開催につなげられるようにした。

- ④ 地域個別ケア会議及び自立支援型個別ケア会議において、地域におけるより多くの介護支援専門員等が会議を通じた支援が受けられるようルール作りや環境整備を進めるとともに、地域包括と基幹型包括間で事前・事後協議を実施する。

<取組>

地域包括等との事前協議において、地域課題に応じた参加者の選定や当日の議事進行、課題に対する意見集約などについて基幹型包括の地区担当が助言を行った。参加者選定の際、庁内関係者等の参加が必要な場合は、基幹型包括職員から出席依頼を行うなどの支援を行った。

(5)介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

- ① 地域包括が介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対して、自立支援に向けたケアマネジメントを実施できるよう、研修の実施等を通じて支援を行う。

<取組>

○令和5年度 介護予防ケアマネジメント研修会

開催日時 令和5年9月11日(月)

受講対象 松戸市内に勤務する主任介護支援専門員、介護支援専門員、地域包括職員等

開催内容 ケアマネジメントの質の向上に活かす！バウンダリー(境界線)講座～利用者の力を奪わず、援助職も守る安全な人間関係の距離感のつかみ方～

講師 AIDERS 代表 山崎 正徳 氏

参加人数 122人

- ② 制度見直しの反映や活用可能性向上の観点から、介護予防ケアマネジメントマニュアルの充実等を図る。

<取組>

介護予防ケアマネジメント実務マニュアルについて、法律や制度の改正に沿って改訂を行った。地域包括や居宅介護支援事業所等へ広く配布するとともに、松戸市ホームページや松戸市ケア倶楽部に掲載し、マニュアルの活用を促した。

(6)在宅医療・介護連携推進業務

- ① 医療的な課題が存在する困難事例等への対応を推進するため、在宅医療・介護連携支援センター及び地域サポート医と、地域包括、基幹型包括との連携体制を強化する。

<取組>

基幹型包括及び地域包括から連携支援センターに個別支援に関する相談、アウトリーチの依頼を行っており、基幹型包括から連携支援センターへの連絡・相談回数は137回であった。

地域包括が連携支援センターにアウトリーチの依頼をする際には、基幹型包括の地区担当と事前に協議を行い、必要時には、連携支援センター、基幹型包括、地域包括が連携して同行訪問や担当者会議に参加をし、支援が困難な事例に対応している。

- ② 医療関係者とのネットワーク構築の観点から、在宅医療・介護連携支援センターと緊密に連携しつつ、医療関係者と地域包括の合同の事例検討会・講演会・勉強会等の開催・開催支援、研修会や会議等へ出席する。

<取組>

地域包括・基幹型包括と連携支援センターは個別ケア会議、地域包括ケア推進会議など各種会議を通じて連携に努めている。

また、地域包括向け合同研修会について、連携支援センターの医師を講師に迎え実施したほか、連携支援センター主催の事例検討会に基幹型包括及び地域包括職員が参加するなど、連携強化の取り組みを通じて対応力向上を図っている。

(7)認知症総合支援業務

- ① 認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断・早期対応にあたって、事例選定や会議に関する事前・事後の打合せなど、地域包括への後方支援を行う。

<取組>

地域包括に設置した初期集中支援チームから事例選定や支援の進め方等についてレビュー会議を通じて助言を行った。また、事業マニュアルや事例集を作成するなどして、関係機関の情報共有とチームの質の均一化に努めとともに、認知症疾患医療センターの医師にも参加いただき前年度事例に基づく総括を行うことで今後の対応について検討する機会を設けた。

<支援実施件数> 令和5年度 28件(令和4年度からの継続事例を含む)

- ② 認知症施策の推進のため、医療・介護・行政等が参加する認知症研究会や地域ケア会議等を通じて、認知症コーディネーター等と連携し、後方支援を行う。また、オレンジ協力員の養成、活動機会の増大を通じて、チームオレンジの活動を推進する。

<取組>

「まつど認知症プロジェクト」の実施について、実施機関の拡充や同プロジェクトの効果や実施方法の周知、また市民に広く周知し市民が利用できるよう市ホームページに掲載し情報発信をした。また、周知活動として本プロジェクトの広告が入ったマスクの配布を市民向けに行った。

本事業の実施件数は下記のとおり。

<令和5年度実績>

新規件数 11 機関 103 件

1 年後モニタリング件数 10機関 43件

2 年後モニタリング件数 7機関 24件

3 年後モニタリング件数 6機関 13件

4 年後モニタリング件数 3機関 8件

5 年後モニタリング件数 1機関 2件

<オレンジ協力員 取組>

オレンジ協力員のスキルアップを図るステップアップ研修では、実施主体の松戸市社会福祉協議会及び地域包括に対し、研修内容・講師選定・研修実施・実施方法の助言を行った。

コロナ禍においてオレンジ協力員の受け入れを中止していた機関が多かったが、徐々にボランティアの受け入れが再開し、委託先である社会福祉協議会によるマッチングを行い、オレンジ協力員の活躍の場を広げることができた。

<活動実績>

○オレンジ協力員登録者数:1171人(新規登録者68名)

実活動者数: 444人(16名増)

○受入機関数:44事業所(7事業所増)

- ③ 認知症高齢者の徘徊における早期発見として、防災行政用無線やメール配信システムを活用した徘徊高齢者探索や、高齢者の見守りシール等を活用した体制を整備する。また、警察署で保護された徘徊高齢者等の情報を早期に把握し、早期支援・介入に繋げる。

<取組>

警察からの徘徊高齢者に関する情報提供書を通じて地域包括へフォローを依頼し、地域包括から報告されたフォロー内容をもとに状況を把握、必要時には支援方法について地域包括と検討した。

また警察と連携し、行方不明高齢者について、防災行政用無線及び安全安心メールによる周知を行い、早期発見に努めた。

見守りシールについては、高齢者支援課窓口での支給に加え、地域包括支援センターでの支給を可能にし、支給窓口の拡充を行った。また、申請方法については、従来の紙ベースでの申請に加え、松戸市電子申請サービスでの申し込みを可能とした。

<活動実績>

○防災行政用無線 24件(前年度18件)

○高齢者の見守りシール(どこシル伝言板)の支給 142件(前年度 124件)

○警察からの支援対象者情報提供書の提供件数

延べ717件(前年度 延べ557件)

- ④ 警察から提供される「徘徊高齢者情報提供書」への対応について、高齢者の状態や状況を基幹型包括と地域包括間で共有し、支援が必要なケースにおいて助言を行う。

<取組>

警察からの情報提供書に基づく、対象者について等、地域包括と情報を共有し、フォローを行うとともに、必要時支援方法について地域包括と検討した。

- ⑤ 手助けが必要な高齢者を地域全体で見守る「あんしん一声運動」を推進する。また、認知症の理解を深めるため、関係機関及び地域住民に対する普及啓発活動を行う。

<取組>

オレンジ声かけ隊を対象に「認知症予防と薬」をテーマとする研修会をオンライン配信にて実施した。認知症の正しい理解や情報の周知、今後の積極的な活動に寄与する効果があったと考える。また一定期間オンライン配信することにより、時間や場所の制

限が少なく、仕事をしている方や若年層の方にも多く参加していただくことができた。

〈活動実績〉

○オレンジ声かけ隊登録者数:4,219人(112人増)

登録団体数:212か所(2か所増)

- ⑥ 認知症の方や介護者が参加可能な認知症カフェ等の取り組みを地域包括が推進できるよう、開催日程や開催場所を案内し、地域住民に広く周知する。

<取組>

認知症カフェの開催場所を示したマップを作成しているが、令和5年度は活動状況について各認知症カフェ代表者に確認を行い、最新情報に更新を行った。また、市ホームページに掲載することや、世界アルツハイマーデーに合わせて行った市役所通路での普及啓発イベントにおいてマップを掲示し、市内全体18か所で開催されているカフェの周知を行った。

当事者の声を拾い上げる手法として本人ミーティングがあるが、先駆的に行っている地域包括の事例を他の地域包括に報告してもらう機会を作り、ノウハウ・効果の共有を図った。その後、各地域包括で出来る範囲での横展開が見られている。

- ⑦ 認知症施策が効果的に推進されるよう、地域包括の認知症地域支援推進員とともに医療・介護機関といった関係機関との連携や事業の普及啓発のための企画や活動を行う。また、その企画や活動に際し、会場準備や広報活動といった総合調整や後方支援を行う。

<取組>

○認知症サポーター養成講座の推進

子どもや学校向けの講座について注力し、校長会や放課後児童クラブ法人説明会で受講勧奨を行った。また松戸東警察署にて、日頃市民対応を行う警察官向けに講座を実施した。

○世界アルツハイマーデー・アルツハイマー月間

市役所連絡通路にて、認知症に関するパネルの展示・パンフレットの配架やマリーゴールドの苗の配布、認知症に関するDVDの上映、認知症の相談先・イメージについてのアンケートを実施し普及啓発に努めた。また書店と協働による啓発活動を行い、パネル展示やパンフレット、認知症カフェ参加者が作成したしおりなどを設置した。

○オレンジガーデニングプロジェクト

本プロジェクトは、地域で認知症啓発のシンボルカラーであるオレンジ色の花を植え、認知症になっても暮らしやすいまちづくりを目指す周知活動である。

アルツハイマー月間に合わせて、財産活用課と連携し市役所本館玄関前花壇にオレンジリングを模したデザインを植栽した。また啓発グッズである種子袋を各地域包括にも配布し、普及啓発の実施協力を促した。

○まつど祭り啓発ブースの出店

認知症地域支援推進員を中心に、オレンジ協力員やグループホーム協議会、小規模多機能型居宅介護連絡会と連携して、認知症の普及啓発のためブースを出展した。啓発グッズの作成に、グループホーム利用者の皆様にもご協力いただいた。

(8)生活支援体制整備事業

- ① 第1層(市全域)の生活支援コーディネーターは、生活支援体制整備事業の所管課に配置し、第2層(日常生活圏域)の生活支援コーディネーターと連携する。また、地域共生の視点を踏まえ、不足する生活支援・介護予防サービスの開発、高齢者が役割を持った形での社会参加(就労的活動)の促進など生活支援体制整備を進めるとともに、認知症地域支援推進員が担う業務の後方支援も併せて実施する。

<取組>

生活支援コーディネーター・就労的支援コーディネーター・認知症地域支援推進員の3つの機能をもつ、多機能コーディネーターを15の地域包括支援センターに委託・配置した。

令和4年度まで第2層の生活支援コーディネーターであったまつどNPO協議会とは、コーディネーターアドバイザーとして委託契約し、15の地域包括支援センターに引き継ぎ・助言等を行った。

各地区での地域活動の内容については、地区担当が第2層の多機能コーディネーター、アドバイザーと適宜打合せを行った。打ち合わせにおいて、各地区の活動の進捗状況や今後の方針を話し合い、重層的支援体制整備事業の一部として、高齢者に限らない事業実施を推進できるよう、地域包括支援センター・まつどNPO協議会と実施方針を共有した。

- ② 地域住民との協議や活動の場などの住民主体の取り組みや、高齢者支援連絡会に対して必要時支援を行う。

<地域住民との協議や活動の場 取組>

地域住民主体の取組については、各地区において主に第2層の生活支援コーディネーターが中心となって開催した。第1層として地区担当は、随時進捗や方向性の確認、庁内外の組織との連携を行い、当日の活動にも参加するなどの支援を行った。

各地区では「地域づくり交流会」として、1年間の取組内容の振り返りや、より多くの地域住民が関わることのできる地域活動を年に1回開催した。

この交流会での取組内容を市内全体で共有し、地区ごとの特性を活かした種々の取組を今後の地域活動に活用することを目的として「地域づくり報告会」を開催した。

上記の交流会は第2層が中心となって開催した。

○地域づくり交流会 各地区にて15回開催

○地域づくり報告会

実施日時 令和6年3月19日(火) 10時30分～12時30分

<高齢者支援連絡会 取組>

市内9か所に設置されている高齢者支援連絡会において、各地域の特性に合わせた見守り活動を実施した。

高齢者支援連絡会の交流会は書面による開催になったものの、各地区の課題や活動の共有、意識の向上を図るため、冊子を作成した。

(9)松戸市指定事業

- ① 地域包括が行う、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築業務、介護予防普及啓発事業について、円滑に事業を展開できるよう後方支援を行う。

<取組>

地域包括が行う介護予防普及啓発事業については、実施内容について確認し、必要に応じて助言や協議を行った。また、他の地域包括の好事例の共有を図りながら、地域特性に応じて、より自立支援や知識の普及啓発につながる取組を推進した。

令和5年度においては、引き続きオンラインの活用も推進し、様々な形で地域の高齢者が参加できる体制整備を進めた。

- ② 保健福祉サービス等の一覧表を整備し、地域包括がサービスを広く周知できるよう支援する。また、地域包括へ相談受付マニュアルを配布し、相談者への案内を円滑に行うことが出来るよう支援する。

<取組>

介護給付以外の相談受付マニュアルを作成するため、各関係機関に対して情報収集し、改訂を行った。地域包括や居宅介護支援事業所等へ広く配布し、マニュアルの活用を促した。

- ③ 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等へ出席し、必要な助言等を行う。

<取組>

令和5年度の運営推進会議に基幹型包括の地区担当が書面会議含め35回出席した。

- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について、地域包括や居宅介護支援事業所において適切に利用できるよう、マニュアルの整備を行う。また、総合事業に関する特定業務等を行う。

<取組>

法制度の改正、国より示されたガイドラインに基づき、介護予防ケアマネジメント実務マニュアルの整備を進め、適切なサービス利用となるよう、周知を図った。

令和5年度の総合事業の特定業務については、155件(前年度371件)の事業対象者の特定を行った。